

## 休校措置の解除に伴う【通学定期券】のご購入について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、大阪府や兵庫県など一部の都道府県において管轄する学校の休校措置が実施されていましたが、今後、通学先の学校において休校措置が解除され、通学定期券をご購入される場合については、以下の通り特例的な取り扱いを実施いたします。

### 1. 特例的な取扱いの対象となる定期券

新学期の開始時期が当初予定より延期となった各種学校の児童・生徒・学生の方が、通学のために購入される定期券（通学定期券）

### 2. 特例的な取扱いについて

対象となる定期券をご購入される際に、休校措置により、

- ①旧年度の学生証や通学証明書の有効期間が終了している場合でも、有効期間内として取り扱います。
- ②学生証の写真が省略されている場合でも、写真が貼り付けられているものとして取り扱います。
- ③通学証明書がない場合であっても、新学期の定期券を払い戻した際にお渡しさせていただきました「払戻証明書（払い戻した定期券の通用期間が4月30日を越える場合に限る）」をご提示いただくことで、通学証明書の代わりとします。**（この場合「払戻証明書」は回収させていただきます。）**

※③は、払い戻した定期券と今回ご購入される定期券が同区間・同経路で、再購入される場合に限りです。

### 3. 新年度に初めて通学定期券をご購入いただく際にご用意いただくもの

- ・ 以下（1）（2）（3）いずれかの証明書類
  - （1）学生証 と 通学証明書
  - （2）通学定期券購入兼用証明書（学生証との一体型、分離型いずれも可）
  - （3）学生証 と 現在お持ちの（通用終了日から2か月以内の）通学定期券※（3）は同一学校内で進級される方で、通学区間・経路に変更ない場合に限りです。
- ・ 定期券の払戻し申込書（窓口係員にお申し出ください）

※年度内で引き続き通学定期券をお買い求めいただく場合には、ご用意いただく書類が異なります。通学定期券のご購入に関する詳しい情報は、ホームページも合わせてご確認ください。

<https://www.shintetsu.co.jp/railway/fare/info/pass.html>

### 4. 特例的な取扱いの実施期間

休校措置の解除日から2か月間とします。

### 5. その他

- ・ 学校再開が発表されると、多数のお客様が定期券発売所にお越しになられ、3密状態になることが想定されます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**必ずマスクを着用**いただき、発熱など風邪の症状がみられる場合には代理の方にお越しいただく等、感染拡大の防止にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、**混雑時間帯（夕方）や週末・休日は避けてお越しいただく**等、混雑緩和にも皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。